

3-1

騒音・振動指定地域

(令和2年12月16日現在)

市町名	騒音指定地域	騒音指定状況								振動指定地域	振動指定状況	
		全域	一部	用途地域	字	第1種	第2種	第3種	第4種		第1種	第2種
大竹市	○		○※	○		○	○	○	○	○	○	○
廿日市市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
府中町	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○
海田町	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○
熊野町	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○
坂町	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(小計)	2市4町									2市4町		
江田島市	○		○	○	○		○	○	○			
(小計)	1市											
安芸高田市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安芸太田町	○		○		○		○	○		○	○	○
北広島町	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○
(小計)	1市2町									1市2町		
竹原市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東広島市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大崎上島町												
(小計)	2市									2市		
三原市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
尾道市	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○
世羅町	○		○	○	○		○	○	○			
(小計)	2市1町									2市		
府中市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神石高原町												
(小計)	1市									1市		
三次市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
庄原市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(小計)	2市									2市		
広島市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
呉市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福山市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
全市町数 23 14市9町	指定市町数 21 14市7町									指定市町数 19 13市6町		

(注) 1 騒音指定状況の欄の説明

【全域】：全域指定 【一部】：一部指定 【用途地域】：用途地域による指定 【字】：字又は町による指定

【第1種～第4種】：特定工場等における騒音の規制基準の第1種区域から第4種区域までの指定

2 振動指定状況の欄の説明

【第1種～第2種】：特定工場等における振動の規制基準の第1種区域及び第2種区域の指定

なお、騒音指定状況の欄の【全域】【一部】【用途地域】【字】の指定は、振動指定状況に準用する。

(※) 大竹市は騒音規制地域として、都市計画法第8条第1項第1号で規定される用途地域及び用途地域の定めのない地域を指定しているが、「用途地域の定めのない地域」とは、都市計画区域内の用途地域の指定のない区域を意味する。

(都市計画区域外は対象外)